

# 平塚市屋外広告物条例の一部改正（骨子案）の概要

## 1 改正の趣旨

本市では、良好な景観の形成、風致の維持及び公衆に対する危害の防止を目的に屋外広告物条例を施行しています。近年、所有者等により適切に維持管理されていない屋外広告物が全国各地で見受けられ、これら屋外広告物による事故が発生していたことから、国では、屋外広告物の安全性確保を徹底するため、「屋外広告物条例ガイドライン」の改正や「屋外広告物の安全点検に関する指針（案）」の策定をしています。

本市でも屋外広告物の安全性確保については、既に一定の取り組みをしていますが、安全性確保の更なる推進を図るため平塚市屋外広告物条例の一部改正をするものです。

## 2 改正内容

### (1) 所有者、占有者を管理義務に明記

屋外広告物及び掲出物件（屋外広告物を掲出する物件）の管理義務者として、所有者及び占有者を追記します。

現行	改正案
表示者、設置者、管理者	表示者、設置者、管理者、所有者、占有者

所有者：屋外広告物又は掲出物件の所有権を持つ者

占有者：屋外広告物に記載される者

### (2) 有資格者による点検の義務化

#### ①有資格者の点検対象とする広告物について

広告物の高さが4mを超える広告塔、広告板等について資格を有する者の点検を義務付けていますが、改正後は貼り紙・ポスター・広告旗など簡易な広告物を除く全ての広告物に有資格者による点検を義務づけます。

現行	改正案
・建築物の上端から4mを超える広告物 ・地上から4mを超える広告塔、広告板	全ての広告物（簡易な広告物を除く）

#### ②資格要件の見直しについて

従来よりも点検対象が広がり、点検項目も増えるため、構造等に関する専門知識を持つ建築士（1級、2級）及び屋外広告物点検技能講習の修了者を資格要件に追加します。

現行	改正案
・屋外広告士 ・神奈川県屋外広告物に関する講習会修了者 ・他の都道府県又は指定都市若しくは中核市が行う広告物に関する講習会修了者 ・広告美術仕上げに関し、職業訓練指導員免許を受けた者、技能検定に合格した者、職業訓練を修了した者 ・これらと同等以上の知識を有するものと市長が認定した者	左記の者に加え ・建築士（1級、2級） ・屋外広告物点検技能講習修了者

### (3) 点検報告書提出の義務化

現在、点検報告書の提出については、許可の満了後に継続許可を要する屋外広告物について義務付け、併せて同一許可申請内の許可不要の屋外広告物についても提出を求めています。これらに加え、現に設置されている掲出物件を使用して新たに屋外広告物を表示する場合にも、新規許可申請時に点検報告書の提出を求めます。

なお、許可申請が不要な場合は、点検報告書の提出義務はありませんが、点検が必要となります。

### (4) 点検項目の細分化

許可申請等の際に提出する点検報告書の点検項目について、現行の5項目から17項目に細分化します。

現行	改正案
①取付(支持)部分の変形又は腐食 ②主要部分の変形又は腐食 ③ボルト、ビス等のさび又は緩み ④表示面の汚染、退色又ははく離 ⑤表示面の破損	<b>【基礎部・上部構造】</b> ①上部構造全体の傾斜、ぐらつき ②基礎のひび割れ、支柱と根巻きとの隙間、支柱のぐらつき ③鉄骨のさび発生、塗装の老朽化 <b>【支持部】</b> ①鉄骨接合部(溶接部・プレート)の腐食、変形、隙間 ②鉄骨接合部(ボルト・ナット・ビス)の緩み、欠落 <b>【取付部】</b> ①アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変形 ②溶接部の劣化、充填材の劣化等 ③取付対象部(柱・壁・スラブ)・取付部周辺の異常 <b>【広告板】</b> ①表示面板・切り文字等の腐食、破損、変形、ビス等の欠落 ②側板、表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形、欠損 ③広告板底部の腐食、水抜き孔の詰まり <b>【照明装置】</b> ①照明装置の不点灯、不発光 ②照明装置の取付部の破損、変形、さび、漏水 ③周辺機器の劣化、破損 <b>【その他】</b> ①付属部材の腐食、破損 ②避雷針の腐食、損傷 ③その他点検した事項

### 3 今後のスケジュール(予定)

- ・令和7年3月 条例の改正
- ・令和7年7月 改正条例の施行

#### お問い合わせ

平塚市 まちづくり政策部 まちづくり政策課 都市景観担当

〒254-8686 神奈川県平塚市浅間町9番1号 本館6階

電話 番号 : 0463-21-8781 (直通)

ファックス番号 : 0463-21-9769

メールアドレス : machi-s@city.hiratsuka.kanagawa.jp

ホームページ URL : [https://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/machizukuri/page55\\_00095.html](https://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/machizukuri/page55_00095.html)